

# 「派遣・期間工切り」を許さない「力を合わせれば道は開ける」

09年  
職場の闘い

全国各地で正規社員化や直接雇用

派遣法抜本改正へ大きなうねり

労組に入った  
約4千人

非正規労働者が労働組合に加入して「非正規切り」などの大企業の無法に対し解雇撤回などの闘いを09年は前進させました。

労働局申告

76件263人

偽装請負など違法に働かされた労働者が直接雇用の指導を求めて労働局（厚生労働省が各地に設けて労働行政を推進する所）へ申告した件数は30都道府県76件263人に達しました。例えば自動車メーカーのマツダの広島・山口では労働局が是正指導を出し、約100人が直接雇用になりました。

裁判・労働審判  
143人

解雇や雇い止めなどの撤回を求める裁判・労働審判は15都道府県143人にのぼっています。例えば、いすゞ自動車での中途解雇は横浜、栃木地裁で違法と断罪されました。資生堂鎌倉工場の女性の中途解雇でも東京高裁が違法と認めました。

労働組合をつくり、

偽装請負を告発し、たたかってきた徳島・光洋シーリングテクノでは組合員44人全員が直接雇用を勝ち取りました。

マスコミで、何度も

取り上げられた広島・広島電鉄では**正規社員**の組合が取り組んで**非正規社員300人**を**正社員化**しました。

大企業ひしめく愛知・

名古屋では、三菱電機（写真）、パナソニック、東芝、NTT名古屋、三菱重工など多くの企業で「派遣・期間工切り」の闘いに立ち上がっています。



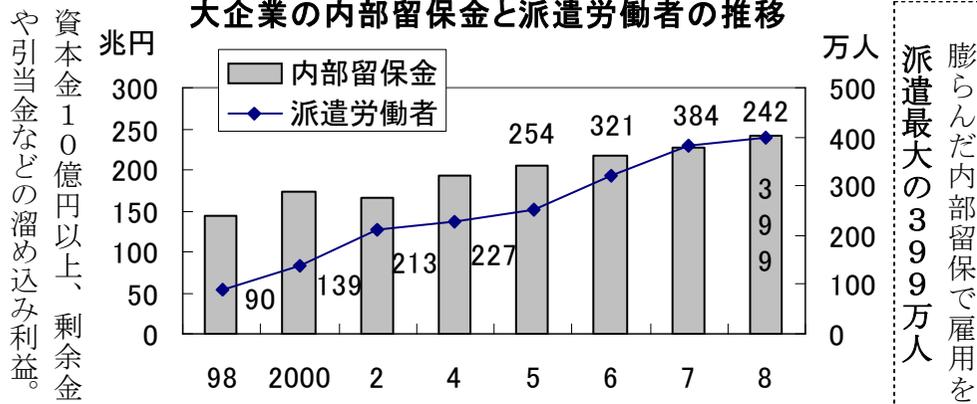
**オアシス**

2010年  
2月17号

OKIセミコンダクタの職場を明るくする会

東京都港区三田3-2-20 TEL 03-3455-6006  
<http://oak47-02.web.infoseek.co.jp>

大企業の内部留保金と派遣労働者の推移



膨らんだ内部留保で雇用を  
派遣最大の399万人

職場新聞「オアシス」はOKIセミコンと関連企業の職場新聞です。東京のオアシスとして世界に誇る高尾山が身近にあることから命名しました。

# 一步前進 「登録・製造派遣」原則禁止へ

## 違反なら直接雇用、猶予期間最長5年

10年度 国会審議へ

規制緩和で吹き荒れる  
「非正規切り」から  
労働者保護の派遣法を

労働者派遣法の改正が国会で審議されるようになり、紹介しました。改正案を紹介します。

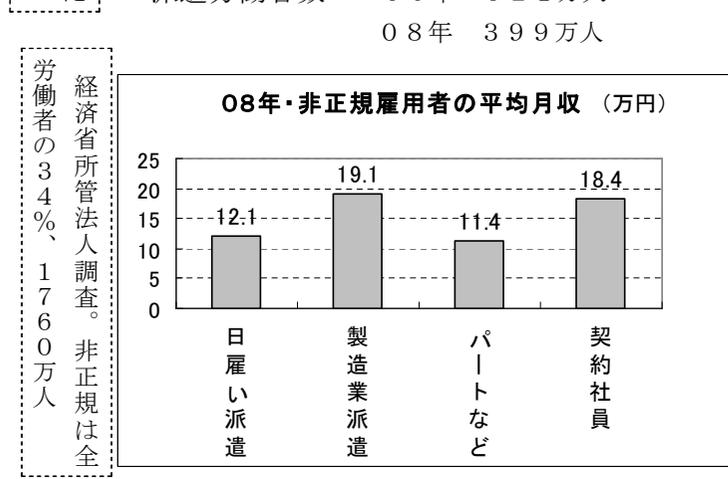
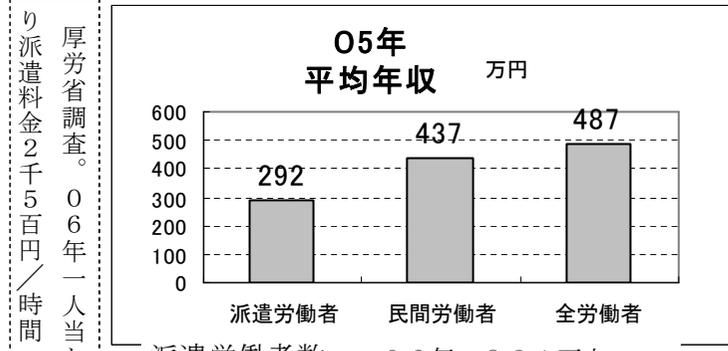
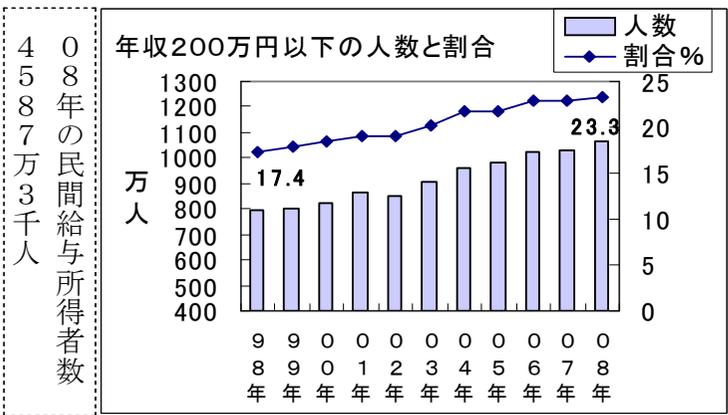


労働政策審議会労働力需給制度部会がまとめた**報告案**の**主な内容は**  
**■登録型派遣**（仕事がある時だけ労働契約を結ぶ）原則禁止。専門26業務、産前産後の代替要員は除く。  
**■製造業派遣**原則禁止。派遣会社の「常用雇用」は除く。  
**■日雇い派遣**2ヶ月以下の派遣禁止。法令で

**■均等待遇** 例外を規定。待遇は正社員と均等を考慮する。  
**■みなし規定** 違法派遣の場合は派遣先が労働契約を申し込んだものとみなす。  
**■マージン**（派遣元の取り分）全体の平均率と一人当たりの派遣料金を明示。

**■施行期間** 登録・製造派遣は3年後。登録型一部は5年後。  
**■低賃金のうえ、いつ解雇されるか不安定な働き方の転換のために**  
 08年度には約399万人が「派遣」で働いています。そのうち約281万人は登録型です。年収は300万円以下、不安定雇用のおうえ、働いても生活できないような社会は健全ではなく、だれも望んでない。派遣法の抜本改正を待たなければならず、非人間的な「使い捨て労働」をなくすため、労使が責任を果たすことが急務です。  
 \* 労使 労働組合と使用者側

労働者派遣に関する規制の変遷	
1985年	労働者派遣法成立(1986年施行) 適用対象業種13業種
1986年	適用対象業者16業種に拡大
1996年	適用対象業種26業種に拡大
1999年	派遣対象業種を原則自由化 (港湾運送、建設、警備、医療、モノの製造のみ禁止)
2000年	紹介予定派遣が解禁
2004年	派遣可能期間の上限に関する規制の緩和 99年以前に解禁された26業種は規制撤廃 それ以前の業務は派遣可能期間を1年から最大3年に延長 モノの製造業務も派遣対象業務となる
2007年	製造業務の派遣可能期間が3年に延長
2010年	規制緩和から労働者保護へ 改正論議



労使は派遣など非正規を含む従業員の雇用・生活・健康を守るのが社会的責任です。